

内閣府

令和6年度税制改正要望結果



令和5年12月



# 令和6年度 税制改正に関する 内閣府・主要望の結果のポイント

## 地方創生に関する施策の推進

### ◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (法人税、所得税、法人住民税、事業税) ☆

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、制度の対象となる事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等の拡充を行う。

### ◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長等 (所得税)

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄付金控除)について、申請手続の簡素化を図るとともに、適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例措置について一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化に資する医療・IoT分野の革新的な事業を促進するため、国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例について一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。

### ◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長等 (所得税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化につながるベンチャー企業等による取組を促進するため、国家戦略特区制度において認められている個人出資に係る所得控除の特例について、申請手続の簡素化を図るとともに、適用期限を2年間延長する。

### ◆国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野(環境技術、高度な医療、産業技術)における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、総合特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例措置について一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。



# 令和6年度 税制改正に関する 内閣府・主要望の結果のポイント

## 沖縄振興に関する施策の推進

### ◆沖縄の特定免税店制度の延長（関税）

- 沖縄県におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することを目的として、適用期限を3年間延長する。

### ◆沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

### ◆沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

### ◆沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長（揮発油税、地方揮発油税）

- 沖縄県において、ガソリン価格の抑制及び本島・離島間の石油製品価格の平準化を図るため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

## 政府系金融機関による資金繰り支援

### ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、当該事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年間延長する。

## 地域経済活性化に関する施策の推進

### ◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長（事業税）

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）に係る法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする特例措置の適用期限を5年間延長する。

## 公益法人・公益信託制度改革

### ◆公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等（法人税、所得税等） ☆

- 公益法人制度における収支相償原則等の見直しにあたって、現行の税制上の措置を存続するとともに、公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象に、新しい公益信託を追加する。

### ◆公益法人制度と統合的な新公益信託制度について、公益法人並みの税制とするための所要の措置（所得税、法人税、相続税等） ☆

- 公益信託について公益法人と共通の枠組みで認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人にする課税等につき、公益法人並みの税制上の措置を講ずる。

# 令和6年度税制改正要望結果

(参考資料)

令和5年12月  
内閣府

## 目次①

### 【地方創生に関する施策の推進】

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長……………6ページ
2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長等……………7ページ
3. 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長……………8ページ
4. 国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長……………9ページ
5. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長等……………10ページ
6. 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長……………11ページ

### 【沖縄振興に関する施策の推進】

7. 沖縄の特定免税店制度の延長……………12ページ
8. 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長……………13ページ
9. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長……………14ページ
10. 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長……………15ページ

## 目次②

### 【政府系金融機関による資金繰り支援】

11. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置  
の延長・・16ページ

### 【地域経済活性化に関する施策の推進】

12. 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

### 【公益法人・公益信託制度改革】

13. 公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18ページ
14. 公益法人制度改革と統合的な新公益信託制度について、公益法人並びの税制とする所要の措置・ 19ページ

### 【その他】

- 従要望一覧・・20ページ

# 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

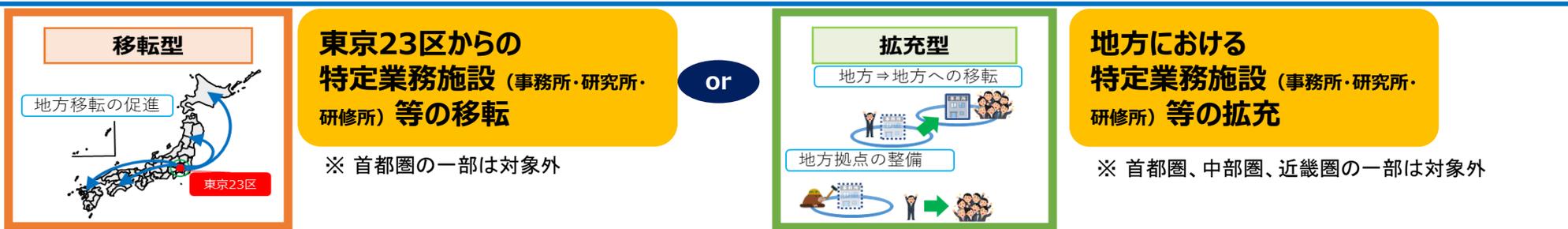
(国 税) 法人税、所得税  
(地方税) 法人住民税、事業税

## 令和6年度税制改正要望の結果

地方と東京圏との転入・転出均衡に向け、**適用期限を2年間延長**（令和8年3月31日まで）するとともに、**女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出**にむけ、制度の対象となる**事業部門の追加**や**子育て施設の対象への追加等**を実現

### <拡充内容>

- 税制の対象に、**インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）**や**企業の管理業務（調査企画、経理等）** **受託事業等を実施する事務所\***を追加。  
※現行制度の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。
- 業務施設に加え、**保育施設等の育児関連施設を税制の対象に追加。**
- 移転型の転勤者要件（雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする\*）を、現行は事業開始年度について求めているところ、**事業供用開始日から1年間に変更。**  
※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。
- 施設を新設する場合の雇用促進税制の対象期間について、現行は認定年度から3年間であるところ、**事業供用開始年度から3年間に変更。**



### 措置内容

**オフィス減税：**  
建物等の取得価額に対して税額控除等

※①適用対象資産の取得価格合計額が大企業3,500万円以上、中小企業1,000万円以上である必要あり。  
 ※②適用対象資産の取得価格合計額のうち本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。

and/or

**雇用促進税制：**  
増加した従業員に対して税額控除

※税額控除の対象となるのは、正規雇用の労働者。

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

税額控除 **最大90万円** (移転型) / **最大30万円** (拡充型)  
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄付金控除)について、申請手続の簡素化を図るとともに、適用期限を2年間延長する。

## 【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

## 【制度概要】

地域住民の参画



### 寄附金控除の対象

「対象企業への出資額(800万円が限度)」と「総所得額40%相当金額」のいずれか少ない額から2千円を控除した額を、その年の総所得額から控除

雇用・生活サービス

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

## 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供、地域の就業機会の創出

(株)地域商社おがの(埼玉県小鹿野町)  
今後出資予定



(株)SD-WORLD(山口県長門市)  
令和2年4月出資



(株)豊かな丘(長野県豊丘村)  
平成30年3月、8月出資



【要望結果】一部見直し(※)のうえ、本税制の適用期限を2年間延長する。(令和6年4月1日～令和8年3月31日)  
※申請手続の簡素化

## 要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

### 制 度 概 要

**機械等**を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度  
 国家戦略特区内において、「医療」、「国際」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

## 要望の目的

国家戦略特区内での、高度な医療やビジネス拠点形成等の取組を通じて、国内外から資金、人材、企業等の集積を図ることにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を促進。

## 要望の結果

○一部見直し(※)の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(適用期限:令和6年4月1日～令和8年3月31日)

(※)対象事業の一部見直し等

## 要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

### 制 度 概 要

#### 革新的な事業を行うベンチャー企業への所得控除制度

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「医療」「一定のIoT※」分野における新たな 価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うベンチャー企業に対して、事業所得の控除ができる制度。

控除率 (見直し結果)	事業所得の20%⇒18%を課税所得から控除
対象分野	「医療」「一定のIoT※」
設立時期	設立日から5年未満
区域要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特区内に本店又は主たる事務所があること</li> <li>● 特区外の事務所の業務は、補助的業務(調査・広告宣伝)に限定すること</li> <li>● 特区外の事務所の従業員数合計が、当該法人の常勤従業員数の20%以下であること</li> </ul>

※「一定のIoT」とは：インターネット・情報通信技術を活用し、物品による情報の収集・蓄積・解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とする研究開発またはその成果を活用した事業

## 要望の目的

国家戦略特区内において、産業の国際競争力の強化に資する医療・一定のIoT分野のベンチャー企業による革新的な事業を促進。

## 要望の結果

○一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を2年間延長する。(適用期限：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

(※)対象事業の一部見直し及び控除率の見直し

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている個人出資に係る所得控除の特例措置について、申請手続の簡素化を行い、適用期限を2年間延長する。

制 度 概 要

出資に係る所得控除

国家戦略特区内において、認定区域計画に定められた特定事業を実施するベンチャー企業に対して、個人が出資した場合に、出資者個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

控除額	株式取得に要した金額(8百万円が限度)と総所得金額等の40%相当の金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
会社要件	【小規模企業(概ね従業員20人(商業・サービス業5人)以下)の場合】 設立後3年未満のベンチャー企業で、かつ一定の雇用増加、 売上高営業利益率2%以下 等
	【医療・バイオ・農業分野の中小企業の場合】 設立後5年未満のベンチャー企業で、かつ売上高営業利益率2%以下 等

要望の目的

産業の国際競争力の強化のため、国家戦略特区内の、雇用創出につながるベンチャー企業や医療・バイオ・農業分野に取り組む中小企業の事業を促進。

要望の結果

○一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を2年間延長する。(適用期限: 令和6年4月1日～令和8年3月31日)  
(※)申請手続きの簡素化

## 要望内容

現行の総合特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

### 制 度 概 要

**機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度**  
国際戦略総合特区内において、「環境技術」「高度医療」「産業技術」分野における認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、指定法人が機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

	対象資産	措置の内容 (見直し結果)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%⇒30%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%⇒15%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%⇒8%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%⇒4%

## 要望の目的

政策課題解決を図る突破口として、地域の資源や知恵を最大限に活用する国際戦略総合特区内において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野(環境技術、高度医療、産業技術)における指定法人の取り組みをスピーディかつ飛躍的に進めていくため、開発・生産・役務提供に係る拠点形成を促進。

## 要望の結果

一部見直し(※)の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(適用期限: 令和6年4月1日～令和8年3月31日)  
(※)対象事業の一部見直し及び償却率・控除率の見直し

# 沖縄の特定免税店制度の延長

## 趣旨

本土から遠隔地にある沖縄の観光客を安定的に確保するため、ショッピングを沖縄観光の魅力の一つとする。

## 措置概要

- 免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す物品について関税を免除（購入限度額：20万円）
- 購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客
- 購入場所：①空港内旅客ターミナル施設  
②観光地形成促進地域内の特定販売施設  
（要件：特定小売施設及び特定飲食施設の合計2,000㎡以上、免税店部分1,000㎡以上）  
③オンライン（物品の引渡場所は沖縄県内のみ）
- 引渡場所：空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設

## 適用期限

令和6年3月31日まで ⇒ **令和9年3月31日まで(3年間延長)**

<免税品の引渡しまでの流れ>



# 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長

## 趣旨

- 本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、免税措置を講じているもの。
- 沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇抑制に資するもの。

## 措置概要

発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税を免除する。

税率(液化天然ガス) : 1,860円/t

税率(石炭) : 1,370円/t

## 適用期限

令和6年3月31日まで



**令和9年3月31日まで  
(3年間延長)**



出典: 沖縄電力(株)

# 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

## 趣旨

- 本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、軽減措置を講じているもの。
- 沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇抑制に資するもの。

## 措置概要

沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産（事務所及び宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準について、3分の2とする。

## 適用期限

令和6年3月31日まで



**令和9年3月31日まで  
(3年間延長)**



出典：沖縄電力(株)

# 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長

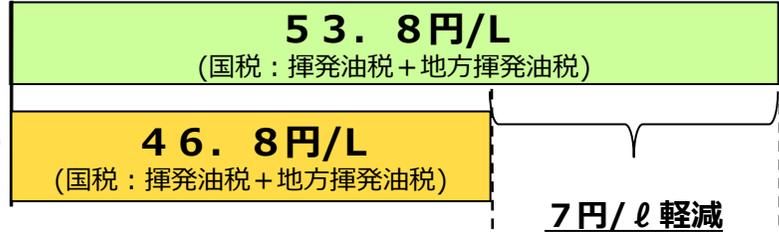
## 現行の税制

### 制度の概要

#### ガソリン税の軽減措置

沖縄県内に移出等される揮発油について  
揮発油税・地方揮発油税を**7円/L軽減**

本土  
税率  
沖縄  
税率

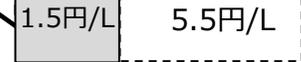


なお、沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施している。

#### 石油価格調整税(県税)

沖縄本島から県内離島への石油製品の輸送費を補助

- ・揮発油
- ・灯油
- ・軽油
- ・A重油



### 軽減実績

(単位：億円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ガソリン税軽減税額	47.9	47.1	44.9	43.5	43.5
(参考) 輸送費補助実績	9.7	9.8	10.1	9.0	9.4

### 適用期限

令和6年5月14日まで ⇒ **令和9年5月14日まで（3年間延長）**

# ◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

[内閣府等(公的金融機関等)][金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望(民間金融機関)]

## 【現状及び問題点】

○ 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2024年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

○ 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

## 【要望結果】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年間延長する。

## 【印紙税の非課税制度の概要】

【特別貸付制度】  
通常より有利な条件を設定  
(貸出金利・据置期間等)

公的金融機関等  
民間金融機関

特別貸付け

影響を受けた事業者

特別貸付けに際して作成する  
契約書の印紙税を非課税

2024年3月31日まで

2025年3月31日  
まで延長

## ◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

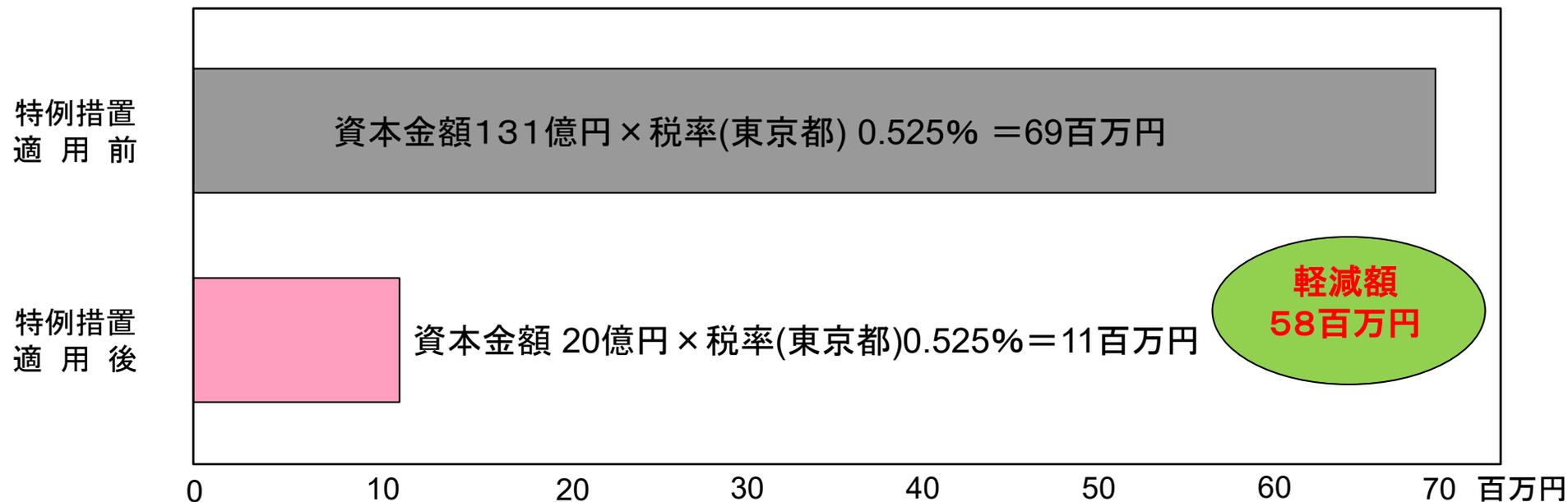
### 【現状及び問題点】

- 地域経済活性化支援機構については、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であることから、法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法上の最低資本金の額(20億円)とする特例が措置されている。

《令和6年3月末までの時限措置》

### 【要望結果】

令和2年6月の機構法改正により、機構の業務完了期限が令和13年3月末まで延長されたことを踏まえ、当該特例措置について5年間延長する



# 公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等

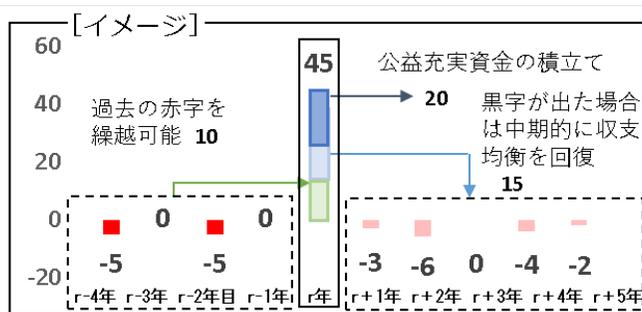
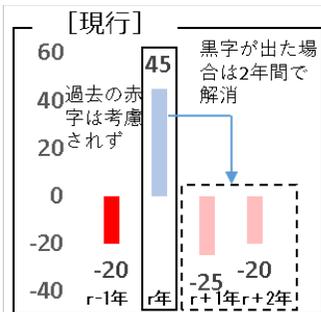
## 背景・目的

- 公益法人（公益社団・公益財団）は、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査、財務規律の遵守等を前提に税制上の措置が講じられている。
- 公益法人は公益目的事業費年間約5兆円、総資産約31兆円を有しており、公益法人制度改革（財務規律の柔軟化・明確化、法人の透明性向上等）により、その潜在力を最大限発揮できるようにするとともに、国民からの寄附等の支援を更に呼び込むことで、公益法人のポテンシャルが高まるという好循環を生み出し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現する必要。
- また、民間公益活動の選択肢拡大のため新しい公益信託制度と相互のシナジーを生む制度とする必要。

## 現行制度の概要と課題

### <収支相償原則の見直し>

- 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律。
- 社会の変化に応じ、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるようにする必要。



### <解散等の際の贈与対象への公益信託の追加>

- 公益法人が解散等する場合、その財産が公益目的のために使用されることを確保するため、残余財産は公益法人等に贈与しなければならないと規定。
- 公益法人・公益信託双方の制度の活用を促す観点から、残余財産の贈与対象に公益信託を加える必要。

#### 公益認定法第5条第17号及び第18号による財産の贈与対象（現行）

- ・国又は地方公共団体
- ・公益法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・独立行政法人
- ・国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- ・地方独立行政法人
- ・その他上記に掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

## 要望結果

- 収支相償原則等の見直しにあたって、**現行の税制上の措置を存続**する。【法人税等】
- 公益法人の解散等の際、**みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象**に、**新しい公益信託を追加**する。【所得税】

# 公益法人制度と統合的な新公益信託制度について、公益法人並びの税制とするための所要の措置

(法務省と共同要望)

## 公益信託とは

委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度（大正11年第62号「公益信託二関スル法律」）

【現行公益信託の課題】 主務官庁制の下、主務官庁の許可や監督の基準が不統一であることや、**税制優遇を受けるためには、別途税法上の厳しい要件（受託者は信託会社、信託財産は金銭 等）を満たす必要があるため、公益法人と比べ利用されていない（信託件数：約400件、信託財産額：約500億円）。**

## 背景・目的

- **新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現のため、公益性を担保しつつ、より使いやすい制度を構築することが求められており、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定する公益信託法の改正を行う予定。**
- 公益信託は、**公益法人のような機関を作ることなく、寄附者の死後も、その意思を反映した公益的活動を実現し得る手段**であり、企業や国民が社会貢献を行う際の手段としての選択肢となるとともに、公益法人と相互のシナジー効果も期待される。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

「公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。」（1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策 ⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大）

「公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。」「このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。」（2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援 ①公益法人の改革）

## 要望内容

公益法人制度と統合的な新公益信託制度について、公益法人並びの税制とするための所要の措置に関する要望

【所得税・法人税・相続税等】

## 要望結果

公益信託法の改正を前提に、新公益信託制度の下で認可されたすべての公益信託が公益法人並びの税制優遇を受ける。

具体的には・・・

- 公益信託の信託財産に係る収益・費用及び所得については**非課税**とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】
- 公益信託の信託財産として拠出された財産について、**別枠の損金算入限度額の対象**及び特定公益増進法人に対する寄附金と同様の**寄附金控除の対象**とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】
- 公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の譲渡所得等の**非課税措置**について、対象に公益信託を追加する。【所得税】
- 公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の**相続税の非課税制度の対象**とする。【相続税】
- **受託者の法人・個人に関わらず**、個人が公益信託から学資に充てるため給付を受けた財産について、**非課税**とする。【所得税・贈与税】
- 公益信託認可を受けた公益信託の契約書に係る印紙税を**非課税**とする。【印紙税】
- 信託事務の範囲拡大に伴い消費税について所要の措置を行う。【消費税・地方消費税】

# 従要望一覧

1. 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
2. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）
3. 津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）
4. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長（所得税）
5. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設（法人税、法人住民税、事業税）

## 連絡先一覧

項目名	担当局・課	連絡先
<b>1. 地方創生に関する施策の推進</b>		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 地方拠点強化税制班	(直) 03-3501-1697
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長等	地方創生推進事務局 地域再生担当	(直) 03-5510-2457
国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長等	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
<b>2. 沖縄振興に関する施策の推進</b>		
沖縄の特定免税店制度の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	(直) 03-6257-1683
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
<b>3. 政府系金融機関による資金繰り支援</b>		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
<b>4. 地域経済活性化に関する施策の推進</b>		
地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	地域経済活性化支援機構担当室	(直) 03-3506-6619
<b>5. 公益法人・公益信託制度改革</b>		
公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等	公益認定等委員会事務局総務課	(直) 03-5403-9509 03-5403-9520 03-5403-9528
公益法人制度と整合的な新公益信託制度について、公益法人並みの税制とするための所要の措置	公益認定等委員会事務局総務課	(直) 03-5403-9480 03-5403-9520 03-5403-9528